

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）評価書名：住民基本台帳に関する事務全項目評価書のパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集

- (1) 募集期間 令和4年9月20日（火曜日）から10月19日（水曜日）まで（30日間）
- (2) 募集結果 提出意見 2件（1通）

2 寄せられた意見に対する市の考え方

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）評価書名：住民基本台帳に関する事務全項目評価書」に対し募集期間中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

ご意見の概要	市の考え方、対応
マイナンバー制度について、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入するとあるが、額面通りに受け取れない。	マイナンバー制度につきましては、番号法に基づき、効率的な情報の管理・利用・授受、行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保、国民の利便性向上などを目的に、国により導入されたものです。 ご意見につきましては、国に意見があった旨を伝えさせていただきます。
特定個人情報保護評価書の概要4（3）の「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の記載内容について「リスクを軽減する」ための措置を「リスクをなくす」ための措置として努力・表現化をしてもらいたい。	特定個人情報保護評価書の概要4（3）「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の記載内容については、番号法に基づく「特定個人情報保護評価指針」で定められた「リスク対策」により、「リスクを軽減する」ための措置としています。 国が定めた指針へのご意見のため、国に意見があった旨を伝えさせていただきます。